

平成27年知立市議会 3 月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成27年 3 月13日（金） 午前10時

2. 招集の場所 第1 委員会室

3. 出席委員（7 名）

明石 博門	中野 智基	神谷 文明	久田 義章
池田 滋彦	川合 正彦	中島 牧子	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	総 務 部 長	岩瀬 博史
総 務 課 長	水谷 弘喜	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
会 計 管 理 者	鈴木 健一	監査委員事務局長	平野 康夫
教 育 長	川合 基弘	教 育 部 長	石川 典枝
教 育 庶 務 課 長	池田 立志	学 校 教 育 課 長	伊藤 武男
生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊	文 化 課 長	鶴田 常智

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第2号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
議案第3号	知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第4号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第5号	知立市行政手続条例の一部を改正する条例	〃
議案第6号	知立市情報公開条例及び知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
議案第7号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第8号	平成27年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例	〃
議案第9号	知立市国民保護協議会条例の一部を改正する条例	〃
議案第15号	知立市教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例	〃
議案第16号	西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について	〃

開会 午前10時00分

○川合委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は10件、すなわち議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第16号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

本会議でもありましたけれども、少し聞かせてください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが変わったということで、それに対して必要な条例の整備を行うと、この趣旨で、これがまとめて提案をされておまして、その必要性については認めるということで、その上でちょっと伺いたいと思います。

附属機関の設置に関する条例、教育委員が入っているというところで、そこの書き方が変わったりするわけですが、附属機関の設置に関する条例の改正のところで、総合計画の審議会の委員構成というところが書きかえられているわけがあります。第6条関係ですね、これが全体の。教育長及び委員というふうに今度書きかえられることになりますけれども、これは何名、教育委員会からは参加できるのかという、その点、教育長と委員と両方参加できるのかという点について伺います。

○企画政策課長

今回の改正につきましては、教育長及び委員ということで、教育長が今度、新教育長になりますと、委員長を兼ねるということになっておりまして、第6次の総合計画の中では、教育委員会の委員の中で、委員長として参加をしていただきます

たんですけども、この総合計画につきましては、教育長も含めて、教育委員両方が計画の審議会議員に出ていただくということで、今回改正をさせていただきました。「及び」ですから、教育長及び教育委員ということで、教育委員全員というわけではございません。

○中島委員

わかりました。教育長、そして委員も1名は参加できるということで、全部出るかどうかという、条例イコール指名という形ではないような例もありますけれども、そういうことで2名できると。やはり教育委員会の制度がやっぱり変わるという中で、教育委員会そのものを教育長と委員長と切り離れた別格の人格という面もちょっと押し出されますので、教育委員会の強化という意味でも、教育長並びに委員も参加して、総合計画等についてもやはり一緒に勉強していただいて、意見を言っていたくということは非常に重要じゃないかなというふうに思いますので、その辺は、どちらかでもいいということではなくて、ぜひお願いしたいなと思いますけれども、そのようであればいいでしょうか。

○企画政策課長

はい。そのとおりで結構です。

○中島委員

青少年の条例のほう、協議会のほうの条例については、これは教育委員会委員長というふうで、委員会の委員はここには入らない、1人ということでもありますね。総合計画のほうでも20人以内ということでもあります。青少年の協議会のほうも20人以内ということで、同じであります。このところは、そういう意味では教育委員がここに入るということとはできないのかと、教育長並びにね。やっぱり本会議でも少し触れましたけど、池田福子議員が。それもちょうと同じように考えられないかなというふうに思ったんですね。さまざまな視点からやっぱり教育委員が見識をさらに深めていただきながら、またこういうところで発言していただくということも重要ではないかなというふうに思うんですが、その点は考慮されなかった

のかどうか。

○生涯学習スポーツ課長

青少年問題協議会については、去年の3月に委員の改正をお諮りさせていただいておるんですが、当初、教育委員会の委員については入ってございませんでした。地方自治体の長が会長というところに定まっておったところ、そういった規定が抜けて、減員になった分を3月には教育委員会の委員という表記で、教育長をあてさせていただいております。今回はそういった思いで、教育委員会の委員ということですが、教育長をあてるという思いがありましたので、今回、教育長に改めさせていただいております。教育委員については、また今後、教育委員会なんかでお諮りをして、検討をさせていただきたいと考えております。

○中島委員

今、20人以内ということになっていますが、今何名なんですか。

○生涯学習スポーツ課長

現在は15名でございます。

○中島委員

総合計画のほう、もう重大な事件は終わっちゃったわけですけども、これは過去になるけども、何名だったんでしょうか。20名以内ということですが、何名でしたか。

○企画政策課長

済みません、ちょっと今、資料を持っていないですけども、15、16名。

○中島委員

余裕はあったんですか。

○企画政策課長

はい、余裕はありました。20名以内です。

○中島委員

条例は、メンバーの人数が「以内」になっているので、満杯にならなければならないということではないわけですけども、そういう中で、教育委員の位置づけを少し今後、上げていっていただきたいなというふうに思います。

今、生涯学習スポーツ課長のほうからは、教育委員会のほうでそういうふうにまとめて上げてこ

られれば、そういうことについても検討するとうう、こういう答弁でしたね。これ、事務局サイドはどうですか。教育委員会としてはどうですか。

○教育部長

質疑でも答弁させていただきましたけども、実情としては、これまでの流れからいっても特に問題はないかと思えますけども、一度、定例教育委員会のほうにお諮りさせていただきまして、ほかの教育委員の御意向も伺いたいと思います。

○中島委員

教育長がしっかり出ていただいて、報告していただいているというお話はありましたよね。それと、直接勉強もしていただきながら、いろんなところで発言していただいて、教育委員会の委員のスキルアップみたいなものもやはりいいのではないかなというふうに思うので、そういうふうに私は思いますので、ちょっと検討ということでお願いをしたいと思います。

全体が、教育委員会のメンバーが表記が変わっていくということの中での質問ということでやらせていただきました。

それから、教育委員会の整理に関する規則というものもございます。教育委員会の規則ということで出ています。いっぱい資料があるのであれですけども、今の附属機関のところの次のページです、ページ数が書いていませんけども。

ここの中で、第1条関係のところ、第3章の議事録のところがあります。議事録のところが変更になります。議事録そのものが変更というか、会議録と書いてあるのを議事録と改めると、こういうふうになっておりますが、これはどういう違いがあるんですか。

○教育庶務課長

特に、会議録、議事録という用語の違いというよりも、今回改正しましたのは、教育行政法の改正に伴いまして、その法律のほうで議事録作成という言葉が使われました。したがって、私どもで使っております会議録というものを議事録に変えるものでございます。

○中島委員

わかりました。今も、つくっていただいています。この議事録の表記の仕方という点では、議会の議事録と同じように、発言者、そして内容、一字一句のような議事録というふうになっているということですのでよろしいですね。

○教育庶務課長

要点筆記じゃなくて、今、中島委員がおっしゃられましたような形で、詳細な表現のほうに改めております。

○中島委員

秘密会というところが位置づけられておりますね、教育委員会の秘密会。秘密会のところは、当然、議事録は載っていないわけですね。この秘密会の対象事項というのはどういうものでしょうか。

○教育庶務課長

個人に関することですか、そういったいろいろ個人情報にかかわる案件、そういったものになりますと、秘密会ということになると思います。

○中島委員

名前を伏せてというような形ではできないですか、それも。ちょっとここで具体的事例を出すと、議事録の方向になってしまうような面もあるかもしれないですが、例えばどんなようなことだから出してはいけないんだと。個人名はともかく、その辺はどうなのでしょう。

○川合教育長

例えば、昨日も3月定例教育委員会を開きました。その中で、最後の部分で秘密会を行いました。その内容は、3月末の教員人事異動にかかわるところであります。まだ内示前でありますし、新聞発表前でありますので。ただ、委員たちには、4月からどういうメンバーで、特に管理職がどのような変化をして、あるいは今回の人事異動の要点はどんなところかということを知っていただくためには、そういった資料も示し、お話をしたわけですが、やっぱり一般の方にはまだ、この時点では公表はできないということで秘密会にしました。

○中島委員

それはそうですね。そのほかには、例えば生徒にかかわるだとか、いろんな問題というの、今までちょっと事件がありましたよね。そういったものはどうやって議論をしたんですか。秘密会ということですか。

○川合教育長

子供にかかわること、あるいは教員の不幸事にかかわるようなことについて、具体的な名前を出して説明をしなければ御理解いただけない、ただし、それが一般の市民に、その時点で名前等が知れることが問題があるということについては秘密会で行いました。

○中島委員

わかりました。秘密会ということで、それは名前も出して、教育委員の前ではしっかりお話をしなきゃならないということですね。例えば、その議事録は、名前を伏せた形でやるとか、そういうこともできないのでしょうか。そういった問題が、要するに議論されたということが痕跡が残るような形、要点筆記的なものとか、何かそこで議論しましたよということがわかるような、そういうものでないと、議事録をちゃんととりなさいというほうの趣旨からしても、そこが抜けたら、一番ちょっと大事なところで抜けてしまう、そんな気がします。

○教育部長

秘密会の議事につきましては記録をすることになっておりますけれども、その規定の中で、それにつきましては外には出さないという形になっておりますので、そのように扱いをさせていただいております。

○中島委員

だから、市民がこの問題をどのように取り扱っていただいているんだろうかということが、どうやったらわかるんでしょうか。教育委員会ちゃんと議論していますかということをよく言われますよね、何かあったときには。そういったものに対する説明はどうなるんでしょう。

○教育部長

今回の、例えば教職員の方の人事の関係につき

ましては、議題の中には項目として上げさせていただいておりますので、そちらのほうで確認ができるかと思います。

○川合教育長

先ほどもちょっと話が教育部長のほうからありましたけども、議事録としてはきちっと残してあります。その件について話し合われたかどうかということがわかるようにしたかどうかという御提案ですけども、ちょっと自分、記憶はないんですけど、そういったことは、これまでは出してなかったと思いますけども、例えばこの件について秘密会で話してみたいなことは、それは別に公にしても問題ないのかなと思うので、ちょっと今後、これまでのことがちょっと記憶が余らないんですけども、ないとすれば、検討の余地はあるかなというふうに思います。

○中島委員

そうしょっちゅう事件があつてはいけないわけですけどもね。要するに、今回の法律の大もとが変わったのが、大津市のいじめ事件の対応が、教育委員会がふせてしまって見えないと。見えない中で、本当に生徒の立場に立って議論したのかどうか非常に疑問がわいてきたと。いろんなことで、このきっかけで教育委員会の制度も変えるというのが一つの方向だったということからすると、そういった問題について、市民も心配なときに、何をやっているのかということは全部秘密ですというのではいけないと思うんですよ。今回、法律が変わったのは、一番そこがスタートだというふうに国は説明をする面もありますよね。それだけではないと思います、私は。だけど、それも一つのきっかけということで、説明には入ってきます。ですから、その面についてはやはり、議事録をとりなさいよはとっているからいいんですけども、その議事録の公開という点ですね、そここのところではないと、秘密会の部分はね。秘密会だからないわけですけども、ただし、今言ったような何かの表記、要点的なものとか、タイトルだけでなく、今こういう調査をしているのも含めて、何か少し趣旨がわかるようなことを公にする。それで

もなおかつ市民の方が聞きたいとって教育委員会に行けば、そのときはそのときでまた対応しなきゃならないと思うんですよ、求められればね。だから、そういった窓口はやはりつくっておかないと、今回の法の改正の趣旨が反映できたというふうにはならないような気がするんですね。その辺、善処していただけるでしょうか。

○川合教育長

おっしゃることはよくわかります。どういう形で、どういう方法でということは、また検討させていただきます。

それから、知立市の場合は、いろんなことが起きたときに、議会のほうの説明も丁寧にといいですか、その都度、御説明をしていることもありますので、それも含めて、外に出せない部分もある、しかし全体的なことが、今どういうことが起きているのか、どういう対応をしているのかということがわかるようなことはやっぱり必要なことかなということを思います。

○中島委員

議事に報告していただけるということは一応公開ですから、私どもは皆さんにお知らせする、秘密にしてくれという部分ももちろんあつていいんですよ。だけど、おおむねは、議会の報告というのは市民への報告だというふうに思いますので、それは公開できるような手だてをやはり今後とっていただきたいなと思います。

市議会でも、秘密会というのは位置づけられているんですけど、やったことはありません。全部公開でやっていますが、そういう事態になったということはありませんね。ちょっと不祥事があった場合でも、全部議事録になっていますね。そういう意味でいうと、ぜひ透明性をしっかり確保するという意味、見える化ということ、教育委員会が市民に対しても身近に感じられる、そんな位置づけになるように、その辺をぜひやっていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つですが、傍聴規則が、これは簡易な変更ということで、委員長を教育長に改めるという箇所が第3条、第4条、第5条でそれぞ

れありますので、変えますよということだけが報告をされております。

傍聴規則を見えますと、今の見える化という問題でもうちょっと議論してもらいたかったなというのは、満席になった場合、何人傍聴ができるのか、今ですと。傍聴に関するその辺の枠というのは現在どのようになっているのか、傍聴をしていただいていいですよというPRはどのぐらいやっていらっしゃるのか。インターネットを開くとありますけど、委員会がありますよというのはありますけども、そういった傍聴していただきたい、私たち議員もそうですけども、傍聴してもらいたい、こうやっていつも思うわけですが、でも、教育委員会のほうも傍聴規則があって、その辺では何か、その中身的な強化、オープンにするという方針での協議がなされたのでしょうか。

○教育庶務課長

まず、今、中島委員がおっしゃられましたように、ホームページ等では教育委員会の開催日、それから傍聴へのお越しということが掲載のほうをさせていただいております。傍聴規則のほうには、特に何名というものは記載されてございません。傍聴席が満席になったときは、制限ということも書いてございますけども、特に何名というのは制限をかけておるわけではございません。今、会議室にできるだけ入れるお方は入れさせていただきますので、特に今まで制限がかかったというような事例はなかったかと思います。

○中島委員

皆さんが参加しやすい場所、何となく入りにくい部屋だと、ちょっと入りにくいかなということもありますし、オープン的なところなるべく考えていただくと。

議会も、ここを委員会傍聴を最初5人とか言っていたんですよ。そのうちに、そんなのじゃだめだよということで、今は制限は全くありません。今はずっとたくさんありますけども、これも足らなかつたら、いすを並べればいいんじゃないか、こういうふうに確認をしております。だから、教育委員会についても、満席の場合は、制限という

言葉もやめてもいいと思うんですよ。その場合は、どう対応するかはその場で、本当に満員で入れなかつたら、ちょっとお待ちください、外でということもあるかもしれませんが、そういう文言そのものはちょっと閉鎖的な感じがしますので、取っ払っちゃってもいいんじゃないかなと。満席の場合は制限と、こういうふうに書いてありますので、これについては今後検討して、今、満席で困ったことはないということは現状そうだと思いますので、緊急ではないと思いますが、そういった姿勢という意味では、どうぞ、おいでくださいという姿勢という意味では、これはなくてもいいのではないかとこのように思いますので、ぜひ検討してもらいたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○川合教育長

定例教育委員会の会場がこのように立派な会場ではない場合もあって、公民館の小会議室であるとか中会議室、あいている部屋でやっていくわけです。中会議室ですと、かなりスペース的に余裕があるのでいいですけども、小会議室のほうでいますと、20人も30人もいわれると、やっぱり入り切れないので、そういう場合は制限をと。別に拒むという意味ではなくて、物理的に無理なときには、そういうこともお願いしなければならないのかなということで、そういう条項はあると思うんですけども、こちらの気持ちとしては、できるだけたくさんの方に来ていただきたいというのは変わりません。

○中島委員

ですから、その条項については割愛してもいいのではないかと。満員の場合は制限という文章がありますので、傍聴のところで、それについては割愛してもいいのではないかとこのように思います。

問題によっては、たくさん来そうだなと思ったら、会場を大きくする、それはいいわけですよ。この問題だと、ちょっと今皆さんが関心事でおみえになるかもしれないということもあるかもしれませんが、それはちょっとぜひ今後、検討し

てください。検討課題に私はお願いしておきます。

それから、臨時会の開催について、初めのほうですね、第1条の第3項ということで、「臨時会は、教育長が必要と認めたとき、委員会の委員の定数の3分の1以上の委員から書面で会議を開くことを要求する。あるときは、その事件に限り、開催することができる」というふうにあります。今、教育委員は5人ということであります。教育長も含めて5人ですね。教育長が認めたときは、お一人でも臨時会は開けるわけですが、教育長が今開く気はないよというときに問題になるかもしれません。そういった場合には、ほかの委員たちがそういう手続をとれば開けますよと。5人のうちの3分の1ですから、これは2人ということでよろしいですか。2人以上の発議があれば、臨時会を開くことができると、こういうことでよろしいですか。

○教育庶務課長

はい、中島委員おっしゃるとおり、2人以上でございます。

○中島委員

教育委員会のいろんな形が法律的に変わってきたものですから、そういった内容も出てくるのかな、また、それを逆に期待してもいいのかなと、委員たちが積極的にいろいろお考えになって発議するということもあっていいのかなと。私たちも、議員提出議案とかいろいろ、臨時会を求める権限も私たちもありますし、議案を提案したいというときに臨時会を開いてくれということもできるわけですね。そういうのも一つの活性化かなというふうに思いますので、それはなるべく門戸を閉ざさないようにということとはぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、ここに出ていることについては、質問はそういうことなんです、制度そのものの全般が変わったという中で、教育振興会議の設置、これはどういうふうになっているのでしょうか。大綱づくりのための、それは、やる場合にはどのような手続が踏まれていくのか、今後どういうスケジュールを考えていらっしゃるのかということに

ついて伺います。

○教育部長

企画部にもわたるんですけど、現在、第1回目はとにかく調整をして、皆さんの日程だけ確保したいということで、実はきのう定例教育委員会がございましたので、そちらのほうで5月に第1回を開きたいということをお願いしております。

手続につきましては、特に細かいところまでは現在、そういう規定とかはありませんけども、法令のほうで規定がございますので、特に別に設ける必要はないというようなことでございます。

○中島委員

第1回の教育の振興会議という形のものを開くという、こういうことが決まっている、5月に第1回ということですね。

大綱づくりという、市長がこれは権限でやるというようなことですが、教育委員会もしっかりかかわっていくということですね。これ、大きなスケジュールというのは、今、法律にあるのでという、その辺、ちょっと説明をお願いします。

○教育庶務課長

ただいま第1回を5月に開催いたしまして、そこで一応、来年度、平成27年度につきましては、教育総合会議におきまして、今の案の策定ということがまず第一にございますので、今の案でいきますと、1年かけて大綱の策定を行うような形で考えております。

○中島委員

これは、どんなメンバーになるのでしょうか。

○教育庶務課長

市長と、あと教育委員と教育長です。

○中島委員

わかりました。また1年かけてつくっていくということでありまして、総合計画全般の大きな流れと歩調を合わせるような形でということによっておられますので、一つは、教育の問題に絞った大綱ということでもありますので、ぜひ私は、市長が子育ての問題での一番力を入れるのが少人数学級だと、こういうふうにおっしゃっていらっしゃる、その辺はぜひともこの大綱の中でも位置づけ

てもらいたいと思うんですが、本会議では、市長は、中学校まで全学年を少人数学級にしたいという思いは一緒ですというふうにお答えになりました。この大綱が何年計画、中学校の問題で言うかね。その範囲に入るかどうか、その辺はちょっとわかりませんが、大綱の何年計画ということについて、ちょっと御披露ください。

○教育庶務課長

現時点では、まだ何年ということは、これから制定していくに当たって考えていかれることかとは思いますが、一応、市長の任期中ということで、通常ですと4年から5年というような形かと思います。

○中島委員

そうすると、市長が1回は大綱もつくるんだと、教育長も任命するんだということが何回も答弁されておりましたね。その範囲でということになるので、何年計画みたいなことでは、これはないんだという性格。

市長が今年度いっぱいにつくって、例えば、今度、任期が迫ってきますよね、市長自身の。それは、市長が変わった段階で変わっちゃうという意味ではなく、その任期までということになるんですか、今つくろうとしているものは。任期まで。

○教育部長

任期までという規定はございません。在任中に一度は大綱をつくることができるように、通常は4年から5年ということで、これは参考ということで、そういった解説の本に書いてあることでございますので、そちらのほうは、また大綱をつくる中での検討になるかと思いますが、ただ、教育委員会の行っていくことは継続性ということもありますので、そこら辺のことも配慮されていくのではないかとこのように考えております。

○中島委員

大事な継続性の問題を今出していただいて、そのとおりだなと思います。変わったら、ころころ大綱まで変わっていったらということではない、大筋はやはり通っていかなくちゃならないというようなことがあります、私はぜひ、そうい

う意味では、市長に少人数学級の問題を、ちょっと曖昧にされている問題もあるので、ぜひ中学までの拡大、あと6年と中2、中3、こういった問題についても、この中でしっかり検討してもらいたいと思いますが、市長、いかがでしょう。

○林市長

教育大綱の策定に当たりましては、本当に私自身、非常に楽しみという言い方はちょっと違うかもしれないんですけども、本当にしっかりとしたものを教育委員の皆様方、市民の皆様方の御意見等をしっかり鑑みながら、つくってまいりたいと考えております。

その中で、今、具体的に少人数学級とおっしゃってくださいました。少人数学級については、総合計画の中にも文言として織り込んでおります。そうしたことをやはり、きめ細やかな教育をやっていくという視点では、少人数学級、その他、子供サポート教員もそうであります。具体的な手段、施策は少人数学級に限ったことではないわけでございまして、きめ細やかに子供たちを見ていく、それはやはり全てのもの、これからよりよい社会をつくっていく上において、子供たちが大人になっていくわけであります。その中で、やはりたくましく、そして個性を伸ばしていく、そんなことをするには、やはりきめ細やかに教育をしていくというのが大事なことだと思っております。だから、少人数学級もその手段の一つ、施策の一つとして考えてまいりたいと思っております。

○中島委員

少人数学級は、ただその中の一つ的手段と。私は、そんなふうには受けとめていないですよ。少人数学級が進まない部分を補っているのが、今のサポート教員とかきめ細やかな指導教員と。補っているんですよ、今。少人数学級は、全ての時間を少人数で受け持つということができております。これができない学年について、補っていただいているのは、各クラスに1人ずつというわけにはいきません。学校にせめて1人ずつ、そういうことですので、それが主流ではないと、やはり補っているんだという感覚は、私は持っておかなきゃい

けないというふうに思います。

今、事件になっております大阪の教育委員会で、大阪府の中原徹教育長が辞職をいたしました。これニュースになっておりますね。教育委員会の中に諮られた認定こども園の定員をふやすという府の条例改正案に異議を唱えた女性がいたと、反対だとそれは、ということに対してはパワハラ、言葉の暴力がぼんぼん投げかけられたと。誰のおかげで教育委員をしているのか、逆らうなと、そういうようなことで、いろんな言葉が女性委員、彼女に浴びせたということで、第三者委員会が調査をして、パワハラと認めたということです。まだ4月になっていないので、知事は罷免する権限はない段階ですよね。知事は、どちらかというと、それを応援していた側なので、罷免はしようがなかっただろうと思います、新しい制度のもとでも。しかし、第三者委員会の調査でパワハラと認められて、異議を唱えてはいけないうと、こういう教育委員会の体質ではいけないと、これは活性化にも何もならない。みんなイエスマンでなければ教育委員は務まらないような、こういう雰囲気は絶対だめだというふうに、私はこの事件を聞いて思いました。

第三者委員会の調査と新聞に載っているんですけど、これは府のほうなんです、市でいうと、こういった機関というはあるんでしょうか。第三者委員会で審議したというふうにありますけれども、おわかりですか。例えば、市がそういった問題で受けたら、人権擁護委員に訴えるんですね、教育委員が。それは対象になるんでしょうか。どうでしょう。

以前に、配点に非常に不満だということで、人事、教育委員じゃないですよ、一般の職員で配点が非常に不満だということで訴えられた方がありました。そういう経験もあります。教育委員の場合は、これは人格が違うということになって、対象にならないのかどうなのか。どこへ、そういう問題が起こったときには訴えるのか。その辺は、第三者委員会的なものはどういうことでしょうか。

○協働推進課長

職員の関係につきましては、公平委員会のほうで担当しておりますが、対象となるのが地方公務員法に基づく職員の勤務条件に関するということで、教育委員は該当にはならないというふうに思います。

○中島委員

ちょっと私もけさの新聞でこうやって見ていたものですから、教育委員の場合、そういうような問題があった場合にはどうするのかということ、ちょっと疑問になって、私もまだ研究していないんですが、ネットで調べればすぐわかるかもしれない。そのいとまありませんでした。きょうの新聞で見たので、第三者委員会がそれをパワハラと断定したということで、教育長が辞表を出したということですね。ちょっとそれ、どこの附属機関であっても、そういった問題があった場合にはということで、今の知立市の教育委員会がすぐこれが必要だなんて全然思っていないので、嫌みでも何でもありませんので。ただ、全国的に、特に大阪はいろんな問題が今ありまして、人事の問題でもあるですね。職員のことで、いろんな思想調査をどんどんやれとかいって、橋下知事のころにやりましたよね。そういうようなこともあって、やはり自由な発言が保障されるということが教育の中にもなければならぬと、この辺はぜひ腹に落としといていただいて、そういった第三者委員会的なものがどういう保障なのか、ちょっとこれは研究課題ということで、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

教育委員会、広報にも3月16日号で出していたいているということで、なるべく皆さんに教育委員会の取り組みが見えるようにということでやっていらっしゃいますし、それはこれからすごい努力されていくなど。竹内歯科の話も、歯科医の話も委員としての感想というか、取り組みとか、そういうものもきょうは広報で見させていただきましたが、やはり教育委員はこういうふうなんだということがわかるような非常にいい取り組みだというふうに思いますし、より身近なところで

教育委員会も開かれて、皆さんにも本当に身近に、見に行こうかなというぐらいの委員会になればいいかなというふうに思いますので、いろんな教育施設の中で、場所も変えたりしてというのも、教育長、ちょっとお話があればお聞かせください。

○川合教育長

これまで定例教育委員会は、ほぼ中央公民館の会議室等を使ってやっていました。年間何回かは、学校であるとか、文化会館であるとか、そういった場所を変えて、特に、今例えば工事をしているとか、こんなふうに変わっただとか、こういう問題があるとか、そういうところの会場をお借りして会議を中央公民館以外で開くこともあったんですけども、それでもやっぱり、例えば学校でやっても、そこの近くの人がそこに傍聴に行きやすいかということ、決してそうではないので、今後は、例えば八橋の文化広場であるとか、あるいは猿渡公民館であるとか、そういうところへ行って、よかったらどうぞというふうにすると、これまでちょっと中央公民館のあそこは行きにくいという方でも、近くでやるなら一見に行ってみようかということもあるのかなということも思うので、そのことも今後は考えていきたいなと今思っています。

○中島委員

ありがとうございます。新しい制度の中でのいろんな取り組みをこれから大いに期待をしたい。変に行政の圧力がだとかかるようなことがないようにということは、ブレーキをかけられたところもちゃんとありますので、そういった立場で今後の教育委員会の皆さんの活躍というものを私は大いに期待したいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○明石委員

本条例に直接関係はありませんが、傍聴の話が出ましたので、関連でちょっと質問をさせていただきます。

私、昨日の教育委員会定例会を傍聴させていた

できました。そこで一つ感じましたのは、全国28%の会議録の公開という、これは大変結構なことだと思います。ですが、傍聴ということに関しまして、一つ感想をお聞きたいんですけども、私、聞いておまして、非常に声の小さい委員の方もみえました。何を言っているのかさっぱり聞こえなくて、隣にも傍聴人が見えましたが、彼は、傍聴人の方は補聴器のボリュームを上げていました、一生懸命。私は持っていなかったもので上げられなかったんですけど。それともう一つ、壁のほうクロスが張っている、コンクリートだと思うんですが、こもって、銭湯にいるような格好で、わんわん聞こえて、非常に聞きづらかったんですけども。

そういうことで、ちょっと教育庶務課長、それから学校教育課長、それから生涯学習スポーツ課長、配置が、ちょっと代表で、どういうふうにあの話が聞こえていたのか、ちょっと感想を聞かせていただきたいんですが。

○教育庶務課長

確かにきのうは、中央公民館の中会議室でございます。多少、広いところでございますので、そういった意味におきましては、声の大小によってはお声が届きにくかったという点については、私もちょっと感じております。今後、そういった音声の関係につきましても、考えていかなきゃいけないなという感じはいたしました。

○学校教育課長

明石委員の言われるように、自分のほうも大体内容はわかっていましたので、大体の要旨はつかめたんですけど、細かいところ、ちょっと聞こえないところは確かにありましたので、やっぱり今後、傍聴の方を意識した配慮というのは確かに必要かなと感じました。

以上です。

○生涯学習スポーツ課長

私も大体聞こえましたが、委員によっては、わかりづらい方のみえるのも確かでございます。

以上です。

○明石委員

今、キャパの問題もあります。例えば開催地、中会議室といわなくて、先ほど言ったいろいろな知立市にある公共施設を使ってとありますけども、その辺をぜひ考慮していただきまして、せっかくの傍聴ですので、行っても、私もきのう聞いてまして、100%聞こえたわけじゃないんですよ、ところどころ何を言っているのかなと。せっかくですので、ぜひとも傍聴に対しても、文字は後から幾らでも、読めば理解できますけども、聞くことは1回しか聞けませんので、ぜひともすなりと。

それから、マイクも今回だけなんでしょうか。マイクは使わないんですかね。そういうこともちょっと検討していただいて、傍聴がスムーズに聞けるというか、はっきり聞こえるような環境整備を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号について挙手により採決します。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第2号 地

方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号について挙手により採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第3号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第4号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

単身赴任手当のことで聞きます。

基礎額が1万円上げられる、2万円から3万円、あとは距離ということで、加算されるということです。これについて、3万円に上げるということについては、実施時期が少しずれるというふうに

思います。これについて、なぜそうなのか、今も送っている状況があるにもかかわらず、なぜおくれるのか、その辺の説明をお願いします。

○総務課長

段階的な引き上げということが今回、地域手当におかれましても同様の取り扱いがなされております。今回、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しという中で、3年間の期間の中で見直しを図るという趣旨の観点から、まずは2万6,000円という形に上げて、その後、平成30年には3万円というような形になろうかというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

平成30年4月からこれが引き上がるということで今説明がありました。

ちなみに、うちが派遣をしたという、今派遣をしているのか、それから過去も派遣をした例があるのか。東日本の関係で派遣しているという問題と、過去にもありましたか。なかった。初めて。ちょっと人数と、どこの課の方が行っているのかということについても、これは課は随分変わって、この間、送られているというふうに思うんですけども、その辺の経緯を教えてください。

○総務課長

派遣につきましては、現在、宮城県の七ヶ浜町のほうへ1名、1年間ということで派遣しております。

それで、これまで派遣があったか、なかったかということにつきまして、長期的な派遣というものは、これまでございませんでした。今後もしばらくの間、派遣の要請がございますので、職員を派遣するということを予定しております。

以上です。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

先ほどの単身赴任手当のこれまでの適用という面での答弁を続けさせていただきます。

まず、これまで実績はなかったというふうに先ほど申し上げましたが、実は平成24年度に、岩手県の陸前高田市のほうへ職員4名を一月ごと派遣しております。単身赴任手当、1カ月以上であれば対象になりますので、そのときも単身赴任手当を支給しておりました。その当時の所属でございますけれども、行った目的が税務の、ちょうど今の時期、申告の対応職員ということで、税務課経験者の中から手挙げ方式によりまして希望する職員を派遣しております。

また、先ほど申し上げました宮城県の七ヶ浜町につきましては、平成25年度に、これは6カ月ずつ、2名の職員を派遣しました。所属につきましては、まちづくり課の職員をそれぞれ送っております。そして、今年度、平成26年度につきましては、1年というスパンで建築課の職員を1名派遣をいたしました。

以上でございます。

○中島委員

この派遣の手当について、まとめてどうなるのかということについて、距離の問題、そして時期の問題ということがありますので、今はこうと、それで平成30年度からはこうというふうな、距離も含めて御披露ください。

○総務課長

単身赴任手当でございますが、現行、まず基礎額が2万円になっております。それを平成30年3月31日までの間は、2万6,000円に引き上げるものとしております。したがって、平成30年4月1日より、1万円引き上げということで3万円ということになります。また、交通距離区分におきましては、現在派遣しております七ヶ浜町が700キロ以上900キロ未満の位置に適応しますので、現行加算額としましては1万5,000円のところで、今後の改定加算率については2万6,000円ということになります。したがって、今年度派遣し

た職員につきましては、基礎額2万円に加算額1万5,000円を加えた3万5,000円というものが支給されております。来年度から派遣する職員につきましては、基礎額が2万6,000円となり、交通距離区分につきましても、その加算額が2万6,000円ということになりまして、合計で5万2,000円ということになります。

以上です。

○中島委員

まだまだ向こうの復興ということがおくられているという状況があると聞いておりますね。なかなか東京のほうのオリンピックの事業の準備が始まって、手が足らないというのがますます深刻になってきていると。もちろん、公務員がオリンピックの応援に行くわけじゃないですけども、土木の現場の人員を確保するのが大変厳しくなっていると、こういうこともあって、本当にもっともって国を挙げて復興のほうに力を入れてもらいたいなというふうに私は思いますね、そういう全体の面でね。職員としては、応援ということのできる範囲でやっていくということです。愛知県の市長会のほうから要請のまとめた内容が来て、それに応じてやっていくということを今、ちょっと休憩中ですが、伺っておりますが、これはぜひやってもらいたい。

本当に国のほうとしては、応援する者に対する支援という、何か本会議で少し答弁がわからなかったんですけど、何かあるようなことを言っていましたけど、これだけ全国のところから公務員を寄せるんだけど、そこの自治体に対する、じゃあ国が人件費的な何か支援をするのかどうなのかという、その辺はどうなんでしょうか。わかりますか。

○総務課長

復興支援という中で国の支援につきましては、国が直接、その職員を派遣したところへ直接の支援をしていただけるわけではなくて、そもそも被災地のほうへ国がそういった派遣職員分ということでの支援がなされておるようです。それが、知立市のほうから職員を派遣した際の人件費相当分

を、派遣した先の自治体から知立市のほうへ費用をいただけるというような形になっております。

○中島委員

国が人件費分を向こうの自治体に入れて、それが知立市に支払われるということですね。これは同額ということなのですか。同額支援がちゃんといただけると。

○総務課長

実績に応じての交付になりますので、同額ということになります。

○中島委員

ただし、市も目いっぱいの仕事をしている中で、人をどんどん送ってしまっ、お金さえもらえればいいというわけにはいかないですね。市の仕事ができなくなってしまう。その辺の限度というものがあるもので、それはよく考えながらの支援をすると、こういうことでもいいかと思いますが、国のほうは、地方自治体に行革を、大きな意味では、人件費削減できないかという大きな流れを言っておきながら、人を出せと、非常に矛盾した問題もあるなというふうに思います。やはりその辺では、行革の問題でも地方分権、やっぱりここではこれだけ要るんだということの大きな話ですけどね、派遣の問題ではないですけども、そういう人事のあり方については、それも含めて確保できるような人事政策をとってもらいたいというふうに思います。

再任用の方も今後派遣するよというのがここに、条例では出ています。これが今すぐになるかどうか、私はわかりませんが、検討されているんですか。再任用の方を七ヶ浜町に送っちゃうというようなことも考えているんですか。

○総務課長

実際の派遣者を決めるに当たって、再任用者という検討までにはまだ至っておりません。

今回の条例改正につきましては、国におかれまして、再任用の方にも単身赴任手当を支給できるような形の改正がなされておりますので、同様の改正をさせていただいたものでございます。

○中島委員

単身赴任をした場合、その方が短時間の再任用を希望していたと、長時間じゃなくてね。短時間の人が向こうに行ったら、もう缶詰ですから、長時間なっちゃいますわね、必然的に。そうしたら、同じだけのものが欲しいなという話にはなるんですけど、余り広げないほうがいいのかなと私は思っております。

それから、管理職手当についてですが、ここでは本会議で、ここもやっぱり再任用の方を管理職のポストに配置するというのが、一つ方向が出されました。これは保育園のほうですけども、園長先生が足りないというようなことで。これは人事の問題なので、ここで聞きますけども、3人の方が定年でやめられる、2人の方が事前にやめられる、五つの席があいてしまうという、こういう今、事態になるわけですね。10園の中の半分が園長先生がいなくなってしまうというようなことで、次にはまれるような人がいる見通し、そして、ないから再任用をあてなきゃいけないなという、そういう検討というのはどうなっているんですか。もうすぐのことですので、やっていると思うんですが、いかがでしょう。

○総務課長

質疑の中での議論にもなりますが、保育職の年齢構成というところが、現在、ある意味、いびつな形になってしまっておるのが事実だと思います。やはり主任と園長の間、子育ての真っ最中を終えて、その後に残っていかれる保育士の方々というところがどうしても不足しておる現状が免れないわけでごさいます、その解消のためには、やはり経験者採用といったものも近年行っておるわけでごさいます、そういったところで、何とか解消に向けた努力をしておるというところでごさいます。

以上です。

○中島委員

来年度の具体的な園長のポストをうめることは、どういうふうにやるのかという方向を聞いたんですよ。

○総務課長

先ほどのお話にもありましたとおり、10園のうちの5園の園長が交代することになりますので、全てを一般の職員の中で賄うというのが難しい状況になってしまっておりますので、再任用の園長を3名、退職される園長相当職の方については、指導保育士の方もみえますので、全てが園長ということではないですけれども、来年度については、再任用園長3名を予定しております。全ては園長ではないですけど、園長相当ということで。

○中島委員

そうすると、来年度、退職をされる方全員に残ってもらうと、こういう意味ですか、それは。

○総務課長

再任用の園長をお願いする方については、そのうちの2名に再任用の園長をお願いしていくということです。

○中島委員

市役所にみえる方は、園長の資格ですよ、あの人は。園長をやっている、今はたまたま庁内の仕事で、さらに指導保育士ということで、その上にいるという形ですから、園長ですよ。現場に戻れば園長ということですから、ことし退職される園長級の方たち全員が引き続き園長をやっていたと、こういうこと、そのことを今言われたんじゃないですか。

○総務課長

説明がうまくできなくて申しわけないんですが、園長相当職が3名、今回定年退職をされます。そのうちの再任用を御希望されている方は、3名とも再任用を御希望されておるわけなんですけれども、園長をお願いする方については、そのうちの2名、2園の園長をお願いをしていく予定をしておるということでごさいます。

○中島委員

そうすると、残る3名は、主任の中から上がっていただいて園長になると、こういうことですね。大体、園長先生は何年ぐらい、今までの経験からいうと5年とかですか。課長や部長も同じですけども、何年ぐらいが大体最後の職につくというふうになっているのか。どうですか。

○総務課長

長い間の過去をさかのぼってというところは、ちょっと今すぐわかりかねますけれども、現行、置かれておる方々で見受けますと、園長経験が5年以上の方もお見えになります。5年から7年というところが長い方なのかなというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

5年から7年ですね。やはりもう少し前の中では短い、さっさと園長になって、またやめていかれるような年代のときもありましたよね。今はそういう形。例えば、だんと間にいなくなると、今、主任が若くてまだ40代だと、そうすると60歳まで15年間、園長をやると、こういうことにもなってしまふわけですね。それがいかんとは言いませんけれども、いろんな経験からすると、どうかというふうに思うわけですよ。今、経験者採用と言われましたけど、かといってすぐ園長先生、どうぞというわけにいきませんからね、その方だって。

これは大きな人事政策というものをやっぱり間違えたらいかんなどということと思うんです。企業なんかでも、若手を毎年定期的にとっていかなないと、最後の人事が物すごく困ってしまうんですよ。会社の営業営利にもかかわってくると、ぼんと穴のあいちゃった年代があるとね。それは大変なことなので、会社は必ずキープしていかなきゃならないというのはすごく思っている。ちょっと公務員、この場合は、私はどうも正規採用が毎年ほんのわずか、5人だったり、退職される人数に比べると、バランスという意味では大変少ないというのがずっと続いていたんですよ。パートで補充ということをやっているんですけども、やはりこういった長期的な見通しでの人事政策というものがないつけがここにきちゃったんじゃないですか。ちょっとそれをすごく思うんですよ。特に保育園の場合、そういうところがいっぱいになっちゃったんじゃないかなと。

それと、子供を育てていると、保育園に努めることができないような環境なのかなと、今さっき

言われましたよね。子育てを始めた段階でやめていかれると。子育てを支援する体制の人たちが子育てのためにやめていくというようなこともあるんだとおっしゃっておられましたけど、やっぱりそういうことがないように、いろんな保育のフォローもしていかなきゃならないし、人事政策をやっぱりきちっととっていかなきゃいけない。やはりパートが多くなると、正規の職員の荷が重いんですよ、より重いんですよ。保育の計画書をつくるというのをパートの方にはやっていただけない。そうすると、全部やらなきゃならないという形になってくると、子育てがあると大変とかなっていきんですよ。家へ結局持って帰ってやらなきゃならない、いろんな事務が保育士へついているんですよ。ですから、やはり荷をやはり余り正規の方に重くさせないような人事配置というものを考えないと、みんなやめていっちゃう。ヘルパーが足りない、看護師が足りない、同じ流れで、今、保育士も足りないということになってきておりますよね。やはり過重だからなんですよ。ですから、やはり人事政策の中で、正規職員をきちっと見通しを持った配置をするということは何回も保育の関係では言ってきましたけど、人事政策として切るなんてことをしないで、もう少し雇うという方向に流れを変えていただかないと、この先も大変になってしまうというふうに思います。私は、これはこれまでの人事政策の問題がここで出てきちゃったんじゃないかというふうに思いますよ、実際のことを言って。

副市長、いかがでしょうか。

○清水副市長

今、保育士の話が中心だと思いますけども、決して必要な部分をパートに置きかえて採用計画を縮小してきたということではありません。毎年度、来年度以降の園児の数等々の見込みの中で、クラス担当とか、そういったところは必ず正規を置くと、そういったような基本的な考え方にに基づいて、そういう採用計画を立ててきておりますので、たまたま今の年代で非常に年齢層の薄い部分が確かにございます。そこは、過去のそういった園児数

との関係もちょっと分析しないと、軽々しくは言えないわけですけども、決してそういった意識的に保育士の採用を減らすというような考え方ができたのではないというふうには、私は理解をしているところです。

先ほども総務課長も申し上げましたけども、現実的には、そういったひずみ的なところがございますので、やはり経験者の方の枠を設けて採用する、一定の知立市での保育経験を経た方には、そういったところでのまた役割を担っていただくとか、いろんなことで今の年齢の層のいびつなところは補っていく、そういったことは今後も計画的にやっていかなくちゃいけないというふうに思っています。

それから、知立市、臨時の保育士と正規が1対1だよというようなお話もあるわけですが、確かに現実的に、数字的にはそういうことだと思いますけど、知立市の場合、いろんな特別保育、そういったこともやらせていただいておりますので、そういったところを全て正規でそこに配置していくということは、なかなかこれは難しいというそういう現実もございますので、そういったことでは、先ほど申し上げましたように、担任を担当する、クラスを担当するそういった保育士等については、もうこれは全て当然正規という考え方でやっておりますので、そういったことでは、意図的にということではございません。

○中島委員

特別保育については、パートであてるというのは一つにはあります。もちろん、それは正規を補助する形でパートが配置されるというセットですので、パートだけでやるということはないというふうには思いますけれども、今言ったクラスは必ず持っているというのは間違いなんです。じゃあ乳児の場合は、12人いたとしますよね、赤ちゃんが。3対1の場合だと、4人配置すると。その場合は、1人おればいいんだ、2人おればいいんだ、正規がね、そこのところがずれるんです。最初は3人赤ちゃんがいて、1人配置したと。次、3人ふえたときはパートで配置、次に3人ふえた

らまたパートで配置なんですよ、3対1が。それは、クラス担任という3歳以上の教室を持っているという先生とは違うかも知れませんが、正式に保育を担当する方なんです、1歳児、2歳児も。そういう場合に、パートが追加されてくるというのが現実なんですよ。それを何回も私は指摘をしてきたんですけども、聞いてもらえない。最初は3人いて1人正規を置いたんだからよしと、こういうことできちゃうと、途中から、パート、パート、パートというふうに正規の配置の人がパートなんです。そこが問題だということを言っている。もう少し見越して、少なくとも半年までにはこのぐらいふえるというのはもう統計的に出ているし、それはきちんと正規の配置を事前にするということを私は何度も言っているのに、完全に配置しているというのは、4月1日だけですので、その後は配置はなくなっているという認識だけは持ってください。そこがなかなか理解されないで、パートと正規が1対1の保育現場になっているということです、そのことを私は強く言っておきたい。

そのうちに、パートでも長年やっていけば園長でもいいじゃないかと、こんな話になるかもしれないでしょう、そんなことを言ったら。足らないと、熟練しているのがパートだと、こんなふうになってくる可能性だつてなきにしもあらず、これは余談ですけども、そのぐらいパートに頼っている現場ということは認識してください。私は、もう少し人事政策は、長期的に結果としていびつな構成になっちゃうんですよ。だから、ここのところかゆがんでくるということを言っているんですね。ぜひそれは、そういう立場で見ていただかないといけないというふうに思います。

再任用の園長先生は、これは長時間で働いていただくと、こういうことですか。

○総務課長

園長については、フルタイムの再任用を希望されております。

○中島委員

それじゃないとできないだろうというようなこ

とで、フルタイムと、燃え尽き症候群になりそう
なところをもうひと踏ん張り頑張ってもらいたい
ことですよ。管理職手当は、踏ん張っていた
んだけど、手当は格差があると、給料はもちろ
ん格差があると。園長級だと、給料表もあります
けども、今のAさんが引き続きやっていただけ
というふうになると、その方の給料が下がる分、
それで管理職手当に差がある。こういう部分、ど
の辺が大きな差になるんですか、現職のころと比
べると。

○総務課長

特定の方の現状との対比というのはちょっと試算
をしておりますので、明確なお答えができません
けれども、再任用ということでございますので、
現職と比べれば、当然、年収ベースで下がる
ことは間違いないところでございます。ただ、そ
れなりの職務を果たしていただく、そして園長と
いうことで責任も生じてくるという中から、再任
用であっても管理職手当を支給できるように、今
回改正をさせていただくものでございます。

○中島委員

私は、そこのところも問題だなと思いますよ。
これ、6級ですか、園長先生。何級なんですか。

○総務課長

園長は、課長補佐相当職でございますので、再
任用ですと、課長補佐相当5級という対応になり
ます。

○中島委員

それは、現在も5級ということでもいいんですか。
現在の等級も5級、再任用でなくても5級ですか。
そうすると、これは比較ができますよね、大体。
5級でどこまでが最高か、39万円ぐらいのあれが
28万円になると。11万円か12万円給料が下がり
て、それで手当も2万円ほどの差があると、こうい
うことですか。

○総務課長

現役世代の職員につきましては、課長相当では
ございますが、現行6級の格付になっておると思
います。

以上です。

○中島委員

40万円ぐらいは基本給であると。それが5級の
28万7,000円になると。管理職手当は、課長補佐
級ですと1万4,000円ぐらいの差があると、こう
いうことです。フルタイムで、今までと同じよう
に仕事をするという、こういうことです。再任用
の等級表を変えるのは難しいとするならば、せめ
て管理職手当については、そういう同等の仕事
をやっていただくなら、同等の管理職手当につ
けてもらいたいと思うんですよ。いかがですか。

○総務課長

再任用の給与につきましては、国におかれまし
ても民間の再雇用者の給与水準を参考に設定が
されておるところでございまして、やはり現役の職
員とは、民間においても一定の抑制が行われてお
るという実態が反映されておるものと思っております。

また、管理職手当につきましても、民間のそう
いった相当分、諸手当を含めた形での実態調査
の中での設定ということになっておりますので、い
ずれにしても、今後の再任用制度の運用状態
を踏まえて、諸手当を含めた再任用職員の給与
のあり方については、引き続き検討はしていきたい
というふうに思っております。

○中島委員

給料のほうについては、一応、そこの切りのと
ころで退職金が出る形でやめられるんですね。働
き続けるということで、少し下がるかもしれない。
だけど、やはり目いっぱい働いてもらう、せめ
て管理職手当については、私は一緒にすべきだ
と思う。同じ仕事をやってもらうんですもの。人
がいなくて、キャリアがしっかりある方が同じ仕
事をやるということをお願いする立場ですよ。
ですから、これについては、私は同等にしてい
ただくということが筋じゃないかと思うんですよ。
市がやることに、園長先生たちは文句言えないか
ら、はいといってなるというふうに思いますけど
ね。でも、やはり理屈が通らないということを私
は申し上げておきます。

管理職手当全体としては、近隣に合わせて

16.5%から計算すると、26.7%引き上げなんです。部長が一番たくさん引き上がる、課長補佐のところは16.7%ということで、近隣に合わせてみんな引き上げた、同額にしたというようなことです。私は、それこそ給料が決まって、手当、そういう各自治体のいろんなことから決められているにもかかわらず、そのところだけ逆に足並みそろえるのはどうかと思うんです。確かに、クリーンセンターの職員を派遣されると、刈谷市の給料表に基づくので、1年間、その方は高い給料をもらいます。そして、帰ってくるとまた下がります。これが知立市と刈谷市との関係なんです。それは是としてやっているわけですよ。給料表は全部だめとやるわけじゃなくて、これを前提にやっているわけで、行ったら、少し給料が上がってよかったねというのはあるかもしれない。広域連合も、管理職手当、向こうへ行けば、向こうへ行くということはないんですけどもね、管理職が、この場合は。そういう意味では、交流はないからね。だから、何もそこでばんと上げるというのは必要ないかなというふうに私は思います。

初任給の方には2,000円、給料を上げましょうと、若い人に少し恩典をつけましょうということがちらっと配慮がされていますけど、それ以上に管理職のほうは2万円とか、2万6,000円とかという帽子がかぶるわけですよ。私は、もっと若い方のほうにそういったものを配置するようなことでもいいんじゃないかな、皆さん、困っていらっしゃる方はいないと思うんだけどね、経済的に、という、私はちょっと皮肉っぽく言っちゃいましたけど、絶対に皆さんが欲しい、欲しいと言ったのではないだろうと私は思います、これについては。変なところで横並びをやってきたと。ちょっとこれも、私は解せないですね。何でそうしなきゃならなかったんですか、お金がないと言いながら。

○総務課長

今回、管理職手当の見直しというところも、給与制度の総合的見直しの中を含めて検討を進めてきたわけでございまして、結果としては、近隣各

市と同じ管理職手当の額ということにはなるわけですが、額の考え方自体も、国の俸給の特別調整額というところを参考にさせていただいて、設定をさせていただいておるところでございまして、そういった意味で、各市と実額が同じになったということは、各市、国の報酬の特別調整額の持たれ方というものの考え方を統一したという形でうちのほうは考えております。

また、管理職のみならずという面につきましては、今後、知立市を背負って立つ若手職員の多くが向上心を持っていただけるように、そして職責の重さに見合った処遇の改善という考え方の中で改正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○中島委員

これについても、段階的引き上げですか。一遍の引き上げですか。ちょっといびつな感じですよ、全体的に見るとね。東日本に行かれる方たちは3年間かけてだよと言いながら、管理職手当はどんと上げるということですね。ちょっと全体の見直しのバランスが非常に私は解せないな、納得できないなというふうに思います。

組合はどんなふうに、結局は話し合いが収束したんですか。

○総務課長

まず、管理職手当、一遍の引き上げというのは、国が今回、見直しをされて上がるということではなくて、そもそも国の特別調整額に合わせた形の引き上げをしておりますので、段階的という考え方はしなかったということになります。

それと、組合との話につきましても、管理職手当の見直しというものも当然、正直にお話をする中で、合意というところには至りませんでしたけれども、一定の御理解を得た中で話はさせていただいたつもりでおります。

○中島委員

詳しい、私どもは組合の話を聞いたわけではないですけど、やはり管理職手当がお手盛りのこういうことに対する印象は強く持っておられますよね、ここのところは。住宅手当が持ち家につ

いてはなくなると、これも流れなので、のまなかんのかなということは言っていらっしゃったけど、そうやっとなときに、管理職手当がぼんと上がるというのはどうなんだということだけは言っておられまして、私も本当にこれを見ていて、いろんなびつな問題を感じますので、これはもう手を挙げて賛成というわけにはいかないなというふうに私は感じたところです。

これから、先ほどの再任用の方の特別な人の管理職の手当、こういうものにこそ光をあてるということの私は見直しをぜひ求めておきたいなというふうに思います。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第4号について挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第4号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号 知立市行政手続条例の一部

を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

参考資料のほうの8分の1と2にかかわりますが、ちょっと見ていただいて、説明を願いたいところですが、変更しているところですね。第2条の（1）条例等ということで、だあっと線が引いてあります。ここのところの説明を願いたいんですが、読み上げませんが、長いので。ここのところは、何を変更というところで、これはなされているのか、お願いします。

○総務課長

ここの改正につきましては、県を初め、近隣各市の行政手続条例を比較検討する中で、愛知県の事務処理特例条例等を含めておるところが多かったものですから、知立市がこれまで抜けておったというところで、加えさせていただいたものでございます。

○中島委員

ということは、県の特例条例とか、企業管理規定とか、県教育委員会の事務処理特例条例とか、いろいろありますよね。こういったものの行政処分についてもということになるんですか。その趣旨をもう少しお知らせください。

○総務課長

趣旨としましては、こういったものの条例に対する処分についても該当するものということの意味でございます。

○中島委員

わかりました。

それで、行政指導の方式が第33条のほうであって、行政指導するときには、根拠の条例とかを示さなければならないよというようなことがありますよね。いろいろあります。中止を求める、行政指導を受けた側がちょっと待ってよと、それは異議ありというときも、その根拠を示しながら、理由を示しながら、その行政処分にストップをかけるということも手続上できるよということが書かれてありますね。これはいいことだし、これはやっていかなきゃならない。もともと行政処分とい

うのはそういうものが、本当はやられたのではないかなと思いますが、これがあえてこういう条文になったというのはなぜなのでしょう。

○総務課長

こういったふうになった経過としましては、やはり平成26年6月に交付されました行政手続法の改正に伴うものということになるわけでございますけれども、行政指導の中止等を求める対象につきましても、法令に違反する行為の是正を求める行政指導ということでございますので、そういったものの対象が必要であるということになったものと思っております。

○中島委員

これに基づいて、市民の権利というもののしっかり保障されるということになりますからね、わかりやすくなったという点でいいかと思います。

それで、8ページ目の資料で、これは知立市税条例のところにも関係するということなので、資料が載っております。知立市手続条例の適用除外というところがあります。第33条第4項、先ほどいろいろあったほかということで、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われている行政指導については、同条第33条の第3項、第4項の規定は適用しないと、これは具体的にどういうことでしょうか。適用しないものがあると。

○総務部長

税の納付ですとか、そういったものに関するものなものですから、それに関しましては、いわゆる中止、これをやめてくれということを求めることはできないということなので、御理解いただければと思います。

○中島委員

それもあえて書かなければならないということなんです。納税義務というものがあっても、あなたは幾ら幾らですよというふうにしたときに、ちょっと待ったなんてことは言えないと。でも、ありますけどね。課税のミスがあったりしますから、それはたださなきゃならない、課税ミス。これは私の本来の課税額ではないというふうになっ

た場合には、申し出ますよね。それはいいです、行政処分とか、指導とかいうものではなくて、それは常にやられると。やっていただいていますよね、現にね。そうじゃなくてというのは、もう少し踏み込むと、税だからというだけじゃちょっとわからないところがあるんですけども、どんな場合ですか。

○総務部長

税に関しましては、ほかのものと取り扱いが若干、もちろん違うものですから、国民の義務という観点からなものですから、いわゆる通常の不服審査的なもの、これは今までも、今回ございます。ですけれども、今回の場合ですと、法令違反の是正ということですので、そこに今回の処分の内容について瑕疵があるだとか、処分庁について瑕疵があるという疑義がある場合についての是正を求める、中止を求めるということなので、もともとどの法令でもそうなんですけれども、今まででもできなかったわけではない、ただ明文化されていなかった、いわゆる申し出は、例えばどんなケースでもそうですけれども、疑念について問い合わせということはできるはずなんですけど、それが制度的に法令に明示していなかったものですから、あえて今回、行政手続法の中できちっと手続について、そういった処分を受けた方についての権利というんですか、そういったことをきちっと保護するという格好で、三つのもの、処分するほうについてはきちっと根拠も示して、どこの条例の何に基づいてこうだからということをきちっと例示をすると。受けたものについては、それに疑義がある場合については、中止を求める。また第三者、その方にとっては関係ないけれども、疑念があるということについて、処分庁に対して、あそこでこういう違反があるから、こういうことをしてくださいということは求めることができる、そういったことについて、税については、いわゆる納税の義務という観点から一定の、何でもかんでもそういう形でいいですよというわけではなくて、そういった部分については除くという部分、それだけのことでございますので、ただ税という観点か

らそういった規定があるということでございます。

○中島委員

わかりました。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号について挙手により採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第5号 知立市行政手続条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号 知立市情報公開条例及び知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号について挙手により採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第6号 知立市情報公開条例及び知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号について挙手により採決します。

議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第7号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号 平成27年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

一つだけ。3年に1回の固定資産の評価替えということが行われました。これは納付の時期の問題でありまして、これはいたし方ないということで、入る時期がどうということを問題にもできないのですが、今度の固定資産の評価替えという実態としては、どういう影響が今後もたらされるのか、その特徴があれば、評価替えの内容の特徴があれば、この際、ちょっと紹介しておいていただきたいと思うんですね。

○総務部長

今回に限って特別特徴があるということは、私のほうでは掌握はしておりませんけれども、前回の評価替えと同じような形になるかと思えますけれども、以前のように、いわゆる段階的な引き上げの部分はどうする、こうするところまでは、情報としては、私、つかんでおりませんので、そういったことはないと思います。ただ、今回の評価替えの中では、やっぱり知立市の特徴として、土地については一定程度、やはりちょっと今回の当初予算の計上でもありますように、若干土地のほうが他の地域と比べますと安定的な傾向を見せておりますので、そういった期待はできるのかなと。ただ、建物に関しましては通常どおりということと、あと、資産税に関しまして、とりたてて大きな改定はないというふうに聞いておりますので、その辺については例年どおりだというふうに思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号について挙手により採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 平成27年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号 知立市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今回、メンバーをふやすということでもありますけれども、今回の変更の一番の趣旨というものについて伺います。そして、メンバーについても25人にする、今15人ですけども、この辺のメンバーも少し明らかになれば、これはまた資料で出していればいいかなと思いますが、現在15名いるのか、今度25名にするけども、目いっぱい25人にするのか。先ほど以内ということですので、どんな方針かということを、メンバーと、それは資料でいただければいいんですが、メンバーをふやすところでの特徴というものがあれば、そこも御紹介をいただいて、趣旨と合わせて、それも御紹介してください。

○安心安全課長

お尋ねの件でございますが、まず先般に知立の防災会議を25名にさせていただきました。お尋ねの件のうち、どういうところが今まで国民保護会議のほうと抜けとったかといいますと、西三河県

民事務所、それから歯科医師会、それから自主防災会連絡協議会、それからＪＡあいち中央地区、それから社会福祉協議会、それから商工会議所等が抜けておりましたので、今回、自由闊達、そして幅広い意見を求めるために人数をふやしたいということで、25人にふやさせていただきます。今、違うところは述べましたけれども、これはまだ御本人の同意とか全然受けていませんので、私どもとしては、そういう防災会議と整合性を図りたいということで、同じ人数で、同じ内容をできれば望んでいきたいと考えております。

資料につきましては、案が終わりましたら、お渡しします。

○中島委員

ただ人数を合わせるというだけのために条例を変えるんですか、今回は。それだけ。

愛知県の国民保護計画というのを資料でもらいました。この計画は、今までよりもこれを追加するということもここには示されておりますね。こういうものも含めて、私は25名のメンバーの強化で、その辺の議論を詰めるのかなと思って、単純な話で今回はメンバーをふやすと、こういうことと受けとめていいんですか。

○安心安全課長

まず人数をそろえるというのは、周りがそうだからではないんですけれども、近隣の市町村、みんな防災会議、国民保護会議も同じような人数で構成されておりまして、私どもは、昨年、防災会議のみが必要であったためにふやさせていただいたんですが、今の昨今の状況でいきますと、国民保護会議も同じように門戸を広げたほうがいいのではないかとということで、同等にしたいと思います。

それから、愛知県の国民保護計画の概要につきましては、お手元にお渡ししましたが、今回広げたとしても、防災会議のほうは、この3月の中旬以降に行われますので、これには間に合いませんので、4月以降の任命で25名にしたいと考えております。

○中島委員

今、防災会議というふうに、国民保護協議会で

すね、会議を開くというのは。その関係ですよ。防災会議じゃないよね、これは。防災会議じゃなくて、国民保護協議会ですよ。少し言い間違えたなと思っただけで、そちらのほうで、ことしは何回開いたんですかね。そして、来年度の中で議論するものだと、こういうことですか。

○安心安全課長

まず、言い間違えました国民保護会議も同日に時間をずらしまして開催しますので、そこでお手元の資料については審議をまずしていただきます。

それから、開かれたかということ、5年以内は大きな変更もなくして、語尾訂正ぐらいでしたので、開かれておりません。

○中島委員

そうすると、防災会議を開いて、特に何かがあれば、そのついでに一緒にやってしまうような国民会議も同日行くと。防災会議が終わりましたので、ただいまより国民保護協議会を開催いたしますと、こういう感じで扱っていると、こういうことです。

○安心安全課長

近隣等にもいろいろお尋ねしましたところ、引き続きということではなくて、やっぱりメンバーが多少抜けられておところもありますので、やっぱり間でインターバルを入れて、正式にもう一度、大体30分ぐらい休憩をあけてやっているということです。

○中島委員

大体、同日にやっていくというような位置づけで、特に議題がなければ、そのまま開かないで、防災会議が終了したら解散という、こういう位置づけで今やっているということです。

今回、この国民保護計画が改正されるというようなことで、地域防災計画の中に原子力災害対策編の定めに準じた措置を講ずる旨を追加すると。原発がテロに襲われちゃうと。それが一番危ないですよ、逆に言ったら。私、北朝鮮が上陸してくる、攻めてくるなんて、緊急事態の想定の中に書いてあるんですけど、こんなばかげたことをやって、そして空爆をされたときに国民がどこへ逃げ

るんだとか、そんなことを国が計画しているわけですよ。それを市が具体化しなさいと、それをやるための協議会なんですよ。今回は、原発がテロにやられた場合はどうするか考えなさいと、こういうのが追加されるという、こういうことなんですね。

私は、これ、法律そのものを私どもは大反対しました。もちろん、安全を守るということは大切なんですけども、これも明らかに国のほうが軍事的な力を強めていこうという、9・11のアメリカのあれがあったんですけども、テロ対策ということですごく言い始めて。笑わないでください。わかるんですよ、そういう守らなきゃならないというのはね。テロ、テロということ言われて、テロ特措法とかあって、わかるんですけど、やはり私どもは、国が本当に平和な国を目指しているんだから、そういったテロには狙われないよ、うちの国はというので、憲法9条をしっかり守りなさいとか主張してきました。今は、自衛隊がどこへ行っても、どんどん条件を拡大して、戦争を海外でできるように整備を今、国会では着々と進めようとしていると。そうしたら、この間のイスラムのテロ、あれだって日本は敵だと言い始めちゃうわけですよ。だから、そういうことこそ危ないのであって、市民がこうやって計画をつくって、どこの穴にもぐろうかなんていう国民保護計画を一生懸命つくらなきゃならないというのは、本当に私はばかげているなというふうに思っているんです。そこを大変、そう重く受けとめないで、防災会議のあとにちょちょっとやっておこうというぐらいなので、私は逆にほっとしましたけどね。これ、訓練をやっているところがあるんですよ、本当に。空爆を受けたときに、バスで市民をどこどこまで運ぶとって、実際に訓練をやっている市があるんですね。だから、私はそこまでやること自体が逆に異常だし、国民をおどかすことになるし、それよりも平和国家としての道を歩んでほしいなという思いがいっぱいあります。だから、私はこのところはそっとしておいてほしいなと。法律でどうしてもつくりななきゃならないからつく

っちゃったというわけですけど、それ以上のことをががんやるというのは、私は異常な取り組みになるので、そこのところを私はちょっとブレーキをかけておきたいと思います。

以上です。ちょっと御意見あれば。

○安心安全課長

今るお話がありましたが、この国民保護法というのは、逐条解説で読みますと、テロというのは含まれないと。一応、そういう法律の解釈であって、外部からの攻撃というふうで、わざと書いておるというふうになっておりますけど、テロは一応含まれないということだけ認識をさせてください。

○川合委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時59分

○川合委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号につきまして、質疑はほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号について挙手により採決します。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第9号 知立市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 知立市教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号について挙手により採決します。

議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 知立市教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○明石委員

一つだけ質問いたします。

てにをはになりますけれども、ここで言う「委員は、各関係市町教育委員会の教育長および委員の」というところで「および」というのが平仮名になっておるんですけども、これ、漢字を使うの

か、平仮名を使うのか、今回、平仮名を使っておるんですが、例えば今回の議案でいきますと、第2号、第5号には強いて平仮名を漢字にしたらいいんですけど、同じ「及び」というところで、なぜこれは使い分けているのでしょうか。使い分ける基準をまた教えてください。

○教育庶務課長

済みません。ちょっと法の直接のあれでないものですから、あれなんですけども、この規約に関しましては、西三河で地方教育事務協議会ということで、8市町、7市1町で構成しております協議会での規約でございまして、その規約でも、7市1町でこちらの文章の変更ということで「および」ということで来ておりましたものですから、それに合わせた形になっております。

○明石委員

じゃあ条例によっては、平仮名を使うところもあれば、2号のように漢字を使うところもあるというふうで、統一はないということでしょうか。

○教育庶務課長

済みません。ちょっと「及び」の平仮名、漢字の使い方まではちょっと私は掌握しかねます。

○総務部長

例規の関係になると思います。例規の中では、いわゆる語句については一応統一ルールがあります。ただ、今回これは、先方のほうから来たものを多分、そのままなぞったという形で、こんな形になってしまったんだと思いますけれども、一応、私どもも過去の例規を含めまして、条例改正する際に、同じような内容がある場合に、語句の修正も合わせて順次やっておりますので、今後、そのような点については注意してやってまいりたいというふうに思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討

議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号について挙手により採決します。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第16号 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員会報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後1時05分

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 8月 7日

知立市議会企画文教委員会

委員長 川 合 正 彦